## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

石巻市長

### 公表日

平成27年6月8日

[平成26年4月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務				
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、75歳以上の高齢者全員と65歳から74歳までの障害のある者を被保険者として、宮城県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しているが、市では対象者の資格管理、各種申請書、届出書の受理、被保険者証等の発行及び保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書の受理に係る確認等②被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付③保険給付に関する照会等における情報照会、回答④保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会				
③システムの名称	後期高齢者医療システム				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- ①後期高齢資格情報ファイル
- ②後期高齢特別徴収対象者情報ファイル
- ③宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第1の第59項 及び 内閣府・総務省令第5号第46条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する  ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第83項 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第82項	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部保険年金課
②所属長	保険年金課長 鈴木 のり子

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康部保険年金課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		27年5月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	27年5月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明